

令和8年7月22日

お 知 ら せ

担当課	監理課
担当者	的場、菊池
内 線	4 1 3 3、4 1 3 7
直 通	2 2 6－7 4 6 3

建設業法による営業停止処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（営業停止）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	かぶしがいいやあやのこうむてん 株式会社綾野工務店	代表者氏名	あやの としゆき 綾野 敏幸
主たる営業所の所在地	倉敷市児島小川9－4－22		
許可番号	岡山県知事許可（般・特－8）第2907号		
許可を受けている建設業の種類	土木一式工事業、建築一式工事業、大工工事業、 とび・土工・コンクリート工事業、屋根工事業、 水道施設工事業、解体工事業		

2 処分をした日

令和8年7月21日

3 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）の規定による営業の停止

（1）停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部

（2）期間
令和8年8月4日から同月10日までの7日間

4 処分の原因となった事実

（株）綾野工務店の代表取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条（投棄禁止）の規定に違反し、令和8年4月7日に児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。